

相良村 若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

No.	質問	回答
対象者について		
1	申請時点で亡くなっている対象者について申請はできますか。	ご家族の方であれば、申請できます。ご家族と助成対象者が住民票上異なる世帯の場合は、続柄が分かる書類をご準備いただきます。詳しくは相良村保健福祉課保健係へご相談ください。
助成の対象について		
2	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	<p>補助対象としては、下記のようなサービスを想定しております。</p> <p>①訪問介護 (1) 身体介護中心 (2) 生活援助中心 (3) 通院等乗降介助</p> <p>②訪問入浴介護</p> <p>③福祉用具の貸与 手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト(つり具の部分を除く。)、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>④福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、その他介護保険で認められるもの</p>
3	サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	本制度の趣旨は、対象サービス利用時に18歳以上40歳未満のがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。

No.	質問	回答
4	個人で加入している保険による給付を受けている場合、申請は可能ですか。	個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、申請は可能です。
5	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、本制度を利用することは可能です。
6	サービスの提供事業者には指定はありますか。	指定はありません。
7	健全な介護者(同居者)がいた場合、生活援助は対象外となるでしょうか。	健全な介護者(同居者)がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。健全な介護者(同居者)がいた場合でも、介護できない状況であれば本制度を利用することが可能です。
8	入院中の方が、在宅の準備に購入したものは補助の対象となりますか。	対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。
9	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。
10	小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている場合、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について対象となりますか。	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。
11	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象となります。
12	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸費用については、補助対象外となります。

No.	質問	回答
13	申請はいつまでに行う必要がありますか。	<p>原則、サービス等の利用前に申請が必要ですが、利用後の申請も可能です。</p> <p>【利用前に申請者が申請を行う方式を市町村が採用する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用申請(申請者→村) ② 利用決定の通知(村→申請者) ③ サービスの利用(申請者) ④ サービスの利用料の支払い(申請者) ⑤ 補助金の請求(申請者→村) ⑥ 補助金交付(村→申請者) <p>【利用後に申請者が申請を行う方式を市町村が採用する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① サービスの利用(申請者) ② サービスの利用料の支払い(申請者) ③ 利用申請(申請者→村) ④ 利用決定の通知(村→申請者) ⑤ 補助金の請求(申請者→村) ⑥ 補助金交付(村→申請者) <p>※タイミングによって、②と③が前後するケースも想定されます。</p>
14	本人でない者が利用申請することは可能ですか。	本制度の対象者による申請が原則となりますが、対象者が未成年の場合は、法定代理人(親権者)が申請することができます。
15	申請後、利用資格等に有効期限はありますか。	有効期限はありませんが、申請からサービス等の利用時点で相良村に住民票がある方が本制度の対象となります。
16	医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	本人負担となります。
17	本人でない者が請求することは可能ですか。	補助金の請求は、利用申請時に申請者が委任した方(受任者)による請求が可能です。
18	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者又は請求者の氏名、サービス利用日(購入日)、利用(購入)金額、サービス内容(品名)、領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。
19	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	対象の内容を確認するため、必ず記載が必要です。事業者へサービス等の内容(品名)がわかる明細書などの発行を相談してください。

No.	質問	回答
20	インターネット(クレジットカード決済)で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	クレジット会社からの請求明細や、受注確認のメールをプリントアウトしたものなど、購入内容及び支払い内容が確認できる書類を提出してください。
21	請求書は毎月提出してもらう必要はありますか。	毎月提出してもらう必要があります。
22	利用途中に補助対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の支払いは可能か。	40歳の誕生日の前々日までに利用した費用を、本事業で支払うことが可能です(誕生日の前日以降の費用は本制度の対象となりません)。そのため、月単位で支払っているものに関しては、日割り計算となります。
23	助成金額はいくらですか。	1か月当たりの利用合計額の10分の9または6万円のいずれか少ない方の額となります。
申請に必要な書類について		
24	領収書はコピーでの提出は不可ですか。	原本が必要です。
25	領収書を他にも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	確認後にお返しします。
26	対象者がやむを得ない事情で申請できません。代理人(配偶者や親など)が申請しても良いですか。	可能です。その場合、第1号様式に受任者の記載をお願いします。
27	申請書類等に消えるボールペン(フリクション等)を使用してもいいですか。	申請書類等の記入に消えるボールペンは使用しないでください。